



上富田町告示第70号

道路の供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の一部を共用廃止する。

その関係図面は、上富田町建設課において告示の日から30日間、一般の縦覧に供する。

令和 8年 4月 8日
上富田町長 奥田 誠



記

路線 番号	路線名	供用廃止の区間（施設名称）	延長 (m)	幅員 (m)	備考
1227	船越3号線	朝来3484-1番地先	228.00	1.80	全線
		朝来3575-1番地先		~1.80	